

補正予算の専決について

1 補正事項

衆議院の解散に伴う一般会計予算補正

2 補正理由

衆議院が11月16日に解散され、選挙の公示日が12月4日、選挙期日が12月16日に設定されたことにより、直ちに選挙執行の準備に着手する必要があるため補正予算措置をしたもの。

3 補正の概要

(単位：千円)

項目	補正予算額	節		説明
		区分	金額	
選挙費 衆議院議員選挙 最高裁判所裁判 官国民審査費	149,000	1 報酬	4,677	○報酬 4,677
		3 職員手当等	7,468	管理者・立会人 403人
		4 共済費	1,436	
		7 賃金	10,595	○選挙執行費 144,323
		8 報償費	51,712	選挙執行従事者職員手当 7,468
		9 旅費	218	
		11 需用費	16,754	投票あんない等印刷費 1,775
		12 役務費	22,665	
		13 委託料	19,315	投票あんない等郵便料 22,301
		14 使用料及び賃借料	3,375	
		18 備品購入費	10,785	文具その他事務費 112,779
		合 計		
財 源 内 訳		県 支 出 金	149,000	衆議院議員選挙最高裁判所裁判官国民審査費負担金

4 専決処分

2012年（平成24年）11月16日